

第2章 福生市環境基本計画について(目標)

1 福生市環境基本計画の概要

—— 背景 ——

健康で文化的な生活を営むとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向け、「福生市らしい」環境に関する取組を進めることが重要です。

市民・事業者・市の協働を基調に、人と自然の共生する健全な福生市の実現に向けて、望ましい環境像の設定や目標・方策、環境管理の方向を明らかにするために、平成16年3月に「福生市環境基本計画」は策定されました。

—— 基本目標 ——

- 1) 福生の自然や文化を伝えていきます
- 2) 人と暮らし中心のまちをつくります
- 3) 環境を考えライフスタイルを変えていきます

将来像

私たちが変わり 私たちが変える エコシティふっさ

—— 将来像実現に向けた取組フレームワーク ——

自然の保全・再生 自然の水循環、多摩川の保全・再生 都市の自然の保全・再生
潤い豊かな安心できるまちの創造 福生らしい景観・資質を活かすまちづくり 安心して歩ける道・緑のまちづくり
暮らし方の変革・地球システムへの適合 ごみの発生抑制・資源化・適正処理の推進 地球環境問題・公害等への取組

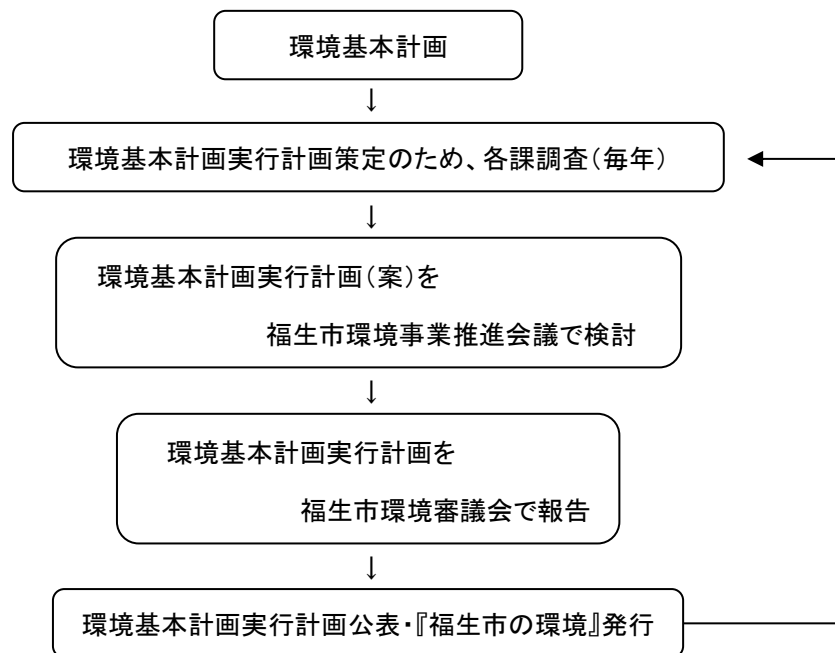
環境教育・学習の推進
パートナーシップの確立
計画推進体制の確立

計画の推進・環境まちづくりの展開

市民・事業者・行政が協働で行うことを基本として、取組の方向としては、「市の具体的な取組」とともに、市民・事業者が行う「市民事業」を計画のなかに盛り込みました。この「市民事業」の位置付けが福生市の大きな特徴となっています。

計画の期間は、平成 16 年度から令和 5 年度までの 20 年間の計画とし、環境管理指標は、おおむね短期目標を 5 年後、中期目標を 10 年後、長期目標を 20 年後としています。

——— 推進体制 ———



2 福生市環境基本計画実行計画

福生市環境基本計画の目標実現にむけて、市の事務や事業の取組の中で、より具体的な行動目標を作りました。

●次ページからの分類別施策は、福生市環境基本計画第 3 期中期実施計画に基づいています。
進捗状況は市のホームページに掲載しています。

●一部の事業(「事業番号欄」に番号が記載されている事業)について第 3 章にて紹介しています。
※事業番号 8、11、14、15、24、26、27、32、36、40 番については、令和 3 年度計画には記載がありません。

◆福生市環境基本計画実行計画(令和3年度)

分類別施策

第1節 自然の保全・再生

項目	施策	担当課	令和3年度計画	事業番号
1 自然の水循環、多摩川の保全・再生	①水質汚濁防止	道路下水道課	広報による周知を実施する。	
	②河川維持水量の確保	まちづくり計画課	河川維持水量の確保に向けて、17区市で構成する「多摩川整備促進協議会」を通じて年1回国土交通省へ要望を行う。	
	③湧水の保護	まちづくり計画課	拝島段丘の崖線に連なる湧水群及びその周辺環境保護に向けて、多摩川沿岸の8市によって構成される「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」に参加することにより、保全の取組について情報収集を行う。	
		環境課	法政大学山崎研究室との協働により、湧水の保全を目的とした、湧水地点5箇所と多摩川における現状把握と水質検査を隔月で行う。	41
	④地下水のかん養・冠水防止	道路下水道課	一般家庭を対象とした雨水の浸透ます、貯留槽の助成及び宅地開発における雨水浸透施設設置の指導を実施する。	1
		環境課	東京都環境確保条例に基づき、地下水揚水量報告書の提出と揚水規制業務、地盤沈下対策のため、適正使用の指導等を行う。	
	⑤水循環の学習促進	道路下水道課	多摩川上流水再生センターの見学を実施する。なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況次第で、事業全体の見直しが必要となることも想定し、その方法について検討する。	
	⑥水害予防対策	まちづくり計画課	近年の自然災害の状況等を踏まえ、17区市で構成する「多摩川整備促進協議会」を通じて年1回国土交通省へ要望を行う。また、災害対策工事の際には、環境課を通じて生物の生息地保全や親水性維持等、重視すべき内容を把握し、整備促進と併せ要望していく。	
	⑦川の自然観察等の促進	環境課	福生水辺の楽校「多摩川で遊ぼう」(10回)、「多摩川サポーターズ」(2回)で、多摩川に生きる生物や植物について自然観察を行い、多摩川への理解を深めるプログラムを実施するとともに、活動を通じて次なる担い手の育成を行う。「小中学校における多摩川の総合学習支援」として、多摩川や自然を題材とした総合的な学習の時間において、体験活動や授業の支援を行う。(概ね30回)「ヤマメの卵配付事業」として、応募のあった小中学校へヤマメの卵を配布し、学校で孵化させた後、児童・生徒が多摩川へ放流する事業を実施する。(概ね小中学校4~6校より応募がある)	33 34 35
	⑧河川環境保全活動の推進	施設公園課	6月の環境フェスティバルに合わせ、多摩川中央公園沿い河川敷において、市民による河川清掃を実施する。また、この事業は国土交通省の多摩川クリーン作戦の一環として、京浜河川事務所と協働で事業を行う。	21
環境課		多摩川に残された生育地において市民、研究者、行政が協力しカワラノギクの絶滅を回避するため、年3回の保全・復元作業を行うとともに、認知度向上のための情報発信を行う。	4	
⑨多摩川に関する学習拠点の運営	環境課	多摩川をフィールドとした環境学習・研究活動や情報発信の拠点として、川の志民館の管理・運営を行う。		
2 都市の自然の保全・再生	①樹林地等の開発抑制・保全	まちづくり計画課	福生市宅地開発等指導要綱に基づき、該当の開発行為には、敷地の一部を緑化するよう指導を行う。	
		環境課	福生市の緑を守り育てる条例に基づき、保存樹林地等の指定及び指定した樹林地等への奨励金交付を通じて緑の保全を行う。また、保存樹林地等の所有者の状況を確認し、保全につながるよう取り組む。	38
		環境課	福生市の緑を守り育てる条例に基づき、生垣の設置等にかかる費用を補助し、緑の保全を行うとともに、関係する事業者等に制度の周知を行う。また、利用が促進されるよう、交付条件の見直しについて検討する。	38

第2章 福生市環境基本計画について(目標)

項目	施策	担当課	令和3年度計画	事業番号
2 都市の自然の保全・再生	②街区公園等の維持管理	施設公園課	市街地の身近な公園を適正に維持管理するために、公園ボランティアと協働で清掃、除草等を行い、公園内の美化に努めるとともに、公園ボランティアに対する支援(用具の支給、ボランティア保険の加入)を実施し、公園ボランティア制度の充実を図る。また、公園ごとのボランティア間の橋渡しを行い、情報交換を促進する。	13
	③自然再生事業の展開	施設公園課	都市計画公園や都市緑地等の樹林地の自然再生の取組を推進する。また、文化の森(福生公園)、みずくらいど公園、加美上水公園についてはボランティア団体により、下草刈りや落葉清掃、外来種の除去等、樹林地の再生に取り組んでいるが、高木の剪定等、専門性が求められる場合は、業者委託により作業する等、役割分担を明確にし、効果的な取組を進めていく。	37
	④外来生物・野生生物への対応	環境課	市民からの情報提供を受けるため定期的な広報掲載やポスターの作成・掲示を行い、専門性を有する事業者への委託により、アライグマ、ハクビシンの捕獲防除を実施する。また、捕獲防除を効果的に進めるため、定点、検証地、希望する市民宅の三本柱で実施していく。	2
		環境課	特定外来生物のクビアカツヤカミキリについて、多摩川堤防沿い桜並木及び柳山公園を中心に防除を行うとともに、市内公共施設及び市が管理している施設についての生息・被害状況調査を実施する。(一部については、福生スクラム・マイナス50%協議会事業として行う)	31 43
		環境課	モデル地区における飼い主のいない猫に対する去勢・不妊手術等を行い、適正な飼養管理を行っていく。また、ボランティア団体の支援等を通じて、地域猫の取組が拡大するよう周知を図り、制度理解を促進させる。	23

第2節 潤い豊かな安心できるまちの創造

項目	施策	担当課	令和3年度計画	事業番号
1 福生らしい景観、資源を活かすまちづくり	①自然・歴史・文化的景観資源の保全・活用	まちづくり計画課	まちづくり景観推進連絡会、まちづくり景観フォーラムへの参加を通じ、自然・歴史・文化的景観資源の保全・活用について研究する。	39
		施設公園課	多摩川堤防沿いの桜の剪定や害虫駆除を実施し、長寿命化を進め、文化的景観資源の保全を図る。	
		生涯学習推進課	市内文化財ガイドツアーを年3回実施する。	18
	②屋外広告物の規制	道路下水道課	市内道路において、違反広告物の撤去を行う。	
	③清潔で美しいまちの維持	環境課	清潔で美しいまちづくりを推進し、快適な生活環境を維持するため、マナーアップ指導員による清掃活動等を実施する。また、統一美化キャンペーンの実施等による、町内清掃・地域清掃を推進する。	19
		道路下水道課	市内道路において、道路美化ボランティア団体に、随時から年数回、道路清掃等を行ってもらう。道路美化ボランティア団体からの年度末の活動報告に基づき、道路清掃に必要な消耗品等の支給を行う。	
協働推進課		地域社会のコミュニティ組織である町会・自治会が主体的に行う各種事業に対し、交付金を交付する。		

第2章 福生市環境基本計画について(目標)

項目	施策	担当課	令和3年度計画	事業番号
1 福生らしい 景観、資源 を活かすま ちづくり	④散策路ネット ワークの活用	シティセールス 推進課	多摩・島しょ地域への観光客の誘客促進を目的として、毎年順番に市内駅前8箇所の観光案内板を書き替えている。今年度は福生駅西口が該当していたが、福生駅西口再開発が控えているため書き替えを見送り、次年度の書き替えに向けての準備をする。また、散策ルートを活用したツアーの実施やルートが掲載された観光ガイドマップを配布して周知をする。	
	⑤熊川分水を生 かすまちづくり	まちづくり計画課	玉川上水や熊川分水をはじめとする歴史的・自然的景観資源と市街地を結ぶ散策ルートについて、市民団体との検討のあり方を研究する。	12 22
		道路下水道課	熊川分水保全事業の実施状況に基づき、必要に応じて補修を行う。	
		公民館	座学及びフィールド学習による4回の講座を実施する。 (熊川分水に親しむ会との協働事業)	
2 安心して歩 ける道・緑 のまちづくり	①地域バリアフ リーの推進	社会福祉課	バリアフリー及びユニバーサルデザインに関する情報提供を事業担当課及び一般市民に行い、普及・啓発に努める。 福生市バリアフリー推進計画の進行管理を行い、達成状況を分析・評価し改善するとともに、福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議や福生市地域福祉推進委員会による進捗状況の評価を行い、施策を推進する。 東京都福祉のまちづくり条例に基づき、特定都市施設の新設又は改修に際し、整備基準への適合遵守を確認し、届出を受理する。	
	②中心商業地区 の安全化・快適 化	シティセールス 推進課	商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金を活用し、商店街が実施するスタンプラリーやイベント等事業、案内看板の書き替え等のハード整備となる活性化事業の支援を行う。 また、市内の空き店舗を活用して創業しようとする者等に対し空き店舗活用補助金を交付して創業支援を行う。	
	③生活道路の安 全化	道路下水道課	毎年秋頃に教育委員会の呼びかけにより警察署(交通管理者)、道路下水道課(道路管理者)、学校、PTAと通学路点検を実施する。	
		道路下水道課	狭あい道路の解消等、安全で快適な道路空間の確保に努める。また、必要な箇所については交通管理者との協議を行い、交通規制等対応をする。	
	④耐震化の促進	まちづくり計画課	昭和56年以前に建築された2階建て以下の木造住宅に対し、耐震診断及び耐震改修の費用の一部を助成する制度について、広報、ホームページで周知していく。	
	⑤住宅や事業所 などの緑化	まちづくり計画課	福生市宅地開発等指導要綱に基づき、該当の開発行為に対し、敷地の一部を緑化するよう指導を行う。	
	⑥公共施設等 の緑化	まちづくり計画課	公共施設については、可能な限り緑地を確保するとともに、緑化を推進する。 緑の基本計画に基づき保全に努める。	
	⑦生産緑地の 保全・活用	シティセールス 推進課	生産緑地など農地を保全するために、農業者向けに農地パトロールの実施や支援策の周知を行う。また、市内5つの市民農園(福生奈賀・福生武蔵野・熊川武蔵野第二・熊川牛浜・熊川北)が使用期間満了となることに伴い、更新にかかる整備工事を計画的に実施する。	17
⑧花や緑のある まちづくり	環境課	市内生産者が生育した草花苗を活用した花いっぱい運動(春・秋の2回)を実施し、市内の花壇等への植栽支援や、市民参加型のコンテストを通じて、市内美化を図る。 また、専門事業者へ業務委託を行い、市内花壇の適正な管理に努める。(一部については福生スクラム・マイナス50%協議会事業として行う。)	28 29 31	
	環境課	福生市の緑を守り育てる条例に基づき、生垣の設置等にかかる費用を補助し、緑の保全を行うとともに、関係する事業者等に制度の周知を行う。また、利用が促進されるよう、交付条件の見直しについて検討する。	38	

項目	施策	担当課	令和3年度計画	事業番号
2 安心して歩ける道・緑のまちづくり	⑧花や緑のあるまちづくり	シティセールス推進課	春と秋に実施する花いっぱい運動で使用する草花苗について、市内農業者で組織するグリーンクラブ福生に委託し、生産及び配布により農業振興を図る。	28

第3節 暮らし方の変革・地球システムへの適合

項目	施策	担当課	令和3年度計画	事業番号
1 ごみの発生抑制・資源化・適正処理の推進	①ごみを減らす生活の呼び掛け	環境課	清掃日より、広報ふっさ、福生市公式アプリ等を活用し、ごみの発生抑制及び適正な分別排出、減量化・資源化を推進する。また、食品ロス及びプラスチックごみ削減に関する情報発信の強化に努める。	20
	②事業系一般廃棄物の減量	環境課	事業系一般廃棄物処理計画書の提出促進と適正排出への指導、減量化・資源化への働きかけを実施する。また、拡大生産者責任に基づく事業者責任の法整備化を関係機関へ要請する。	
	③ごみに関する学習機会の提供	環境課	小学生を対象とした環境教育を推進する。小学4年生の社会科学習に活用するため「ごみのゆくえ」を作成する。	25
	④分別による資源化	環境課	ごみ・リサイクルカレンダー及びごみ・資源分別一覧、福生市公式アプリ等を活用し、ごみと資源の適正な分別排出を周知徹底する。廃棄物減量監視事業を実施する。	
	⑤バイオマス資源化	環境課	清掃日より、広報ふっさ等による、食品ロス削減の啓発活動を実施する。また、生ごみの減量化・資源化の促進のため、生ごみ堆肥化容器貸与制度、生ごみ処理機器購入費補助を実施する。	
	⑥地域リサイクルシステムの強化	環境課	資源回収実施団体報償金制度を継続し、地域リサイクルシステムを強化する。	
		シティセールス推進課	市内で実施しているフレンドシップパークフリーマーケット及び熊川フリーマーケットについて、広報・ホームページで周知する。	
⑦適正な中間処理、最終処分	環境課	不燃廃棄物の資源化については専門業者に処理委託を行っており、毎朝の業務連絡会等において、選別の徹底による適正処理について引き続き指導する。		
2 地球環境問題・公害等への取組	①低炭素型ライフスタイルへの転換	環境課	市民との協働により編集を行う「かんきょう通信」等を通じて、省エネ対策や再生可能エネルギーへの切り替え等、一般家庭における地球環境と家計に有益な情報の提供を行う。	9
	②事業活動における地球温暖化対策	環境課	国や都が行う、低炭素型の事業活動への支援策等の情報を収集し、事業者により活用が促進されるよう、広報ふっさ等を通じて情報発信を行う。	10
	③市有施設における低炭素化の促進	環境課	福生市環境マネジメントシステム「F-e」について、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、従来の対面式から書面による監査に切り替えることで、監査の持つ意義・意味が損なわれることがないよう、市民監査委員の意見を踏まえ適切に運用していく。	
		教育総務課	福生第三小学校(校舎)の工事を通じて空調機を更新する。	
		教育総務課	福生第一小学校(校舎・講堂)工事の実施設計及び福生第六小学校(校舎)の工事を通じて空調機を更新する。	
		教育総務課	福生第二中学校(校舎・講堂)工事の実施設計及び福生第三中学校(校舎)の空調機を更新する。	
		図書館	環境負荷低減にも配慮して、施設の改良に係る実施設計を行う。	
		契約管財課	市内を移動する際は、極力、自転車の利用を推進し、公用車使用の抑制に努める。また、公用車を使用する場合は、アイドリングストップ等、エコドライブの徹底を図る。	

第2章 福生市環境基本計画について(目標)

項目	施策	担当課	令和3年度計画	事業番号
2 地球環境問題・公害等への取組	③市有施設における低炭素化の促進	環境課	市内を移動する際は、極力、自転車の利用を推進するとともに、公用車使用の際はガソリン車ではなく電気自動車を率先して利用し、温室効果ガスの排出抑制に努める。	
		財政課	公共施設等の整備にあたり、多摩産材を利用することが可能な場合、森林環境譲与税及び森林環境譲与税基金の活用を検討する。 活用事業がない場合は、森林環境譲与税を基金へと積み立て、後年の活用に備える。	
	④交通の省エネ化	道路下水道課	シルバー人材センターへの委託により主に駅前放置自転車の巡回撤去、保管業務を年末年始、日曜、祝日を除く毎日実施する。秋、春の交通安全運動前に講習会を実施する。	
		道路下水道課	福生警察署と協力を、自転車ナビマーク等の設置を推進し、自転車走行空間の確保に取り組む。	
		環境課	環境の視点だけに留まらず、観光振興も目的とした、利用価値の高いサイクルシェアリングシステムへの入れ替えを行うとともに、広域連携により更なる利活用を図る。	16
		まちづくり計画課	JRを含む公共交通機関の利用促進のため、利便性向上等、関係する協議会等を通じ要請していく。	
	⑤気候変動への適応	環境課	市民団体が行う、地球温暖化や気候変動を題材にしたセミナー等の実施を支援し、当事者及び参加者に対する意識の醸成を図る。(福生スクラム・マイナス50%協議会事業として行う。)	6 7 31
		道路下水道課	歩道上の植栽ますを適正に維持・管理することで、樹木による蒸発散効果で気温の上昇を抑制する。	
		施設公園課	公園整備や修繕の際は、雨水の地下浸透を促すと共に、蒸発散効果で気温の上昇も抑制するため、公園内の樹木を適正に維持・管理する。	
		防災危機管理課	「福生市防災マップ・多摩川洪水・内水ハザードマップ」について、市民へ広く周知するとともに、市政出前講座等において「東京マイ・タイムライン」を活用した風水害への備えの啓発に努める。 《ハザードマップの配布について》 配布場所：防災危機管理課、総合窓口課 配布方法：市内転入者及び希望者に対し・随時配布、ホームページへの掲載等	

第4節 環境教育・学習の推進

項目	施策	担当課	令和3年度計画	事業番号
1 環境教育・学習の推進	①学校での環境教育の推進	環境課	教員1年目(初任者)、2年目の教員及び環境教育に関心のある小・中学校教員を対象に、福生市の自然と環境について学ぶ環境学習教員研修を実施する。	5
		教育指導課	小・中学校の理科授業における体験的な学習を充実させるため、観察・実験等の支援を行う理科支援員を配置する。 [配置対象学年] 小学校(5・6年)、中学校(全学年)	42
		教育指導課	小学校4年生の社会科学習において、「ごみのゆくえ」(環境課作成)を活用する。	
		教育指導課	コミュニティ・スクール委員と連携し、学習指導市民講師(NPO法人自然環境アカデミー等)による指導を実施する。	3
	②地域における環境学習の推進	環境課	環境問題に対する市民の認識を深め、意識の醸成を図ることを目的に、環境月間である6月に「第19回ふっさ環境フェスティバル」を開催する。市民や事業者により組織されたふっさ環境フェスティバル実行委員会により企画・運営を行う。(一部については福生スクラム・マイナス50%協議会事業として行う。)	30 31
生涯学習推進課		夏休みこども見学会は葛西水族園等近隣博物館にて年1回、わくわく土曜日「自然観察会」は文化の森等市内各所にて年2回開催する。		

項目	施策	担当課	令和3年度計画	事業番号
1 環境教育・学習の推進	②地域における環境学習の推進	公民館	環境講座の実施をする。(2コース4～6回) →過去から現在における地球環境問題の歴史や取組を学ぶ基礎的な内容	
		公民館	片倉跡地(森田製糸跡地)において、熊川分水の自然や歴史的な景観を観察し、分水と地域との関りについて学ぶフィールドワークを1回実施する。 (NPO自然環境アカデミー、熊川分水に親しむ会との協働事業)	
		公民館	環境講座の実施をする。(1コース3～5回) →食品ロスやリサイクルなどの生活に関連する講座 環境課との連携(出前講座等)も視野に入れる。	
		公民館	環境講座の実施をする。(1コース3回) →多摩川の水質や環境を通して環境問題を考える講座	
	③環境学習を支える人材の確保	環境課	福生水辺の楽校「多摩川サポーターズ」の活動を通じて、新たな担い手の育成を行うとともに、環境リーダーに認定し、人材の確保と活躍の場の提供に努める。	